

学修の成果に係る評価及び卒業の基準

医学部 看護学科

看護学科における評価、進級要件などの教務に関する事項は、この教務内規による。

・教務内規 1 ページの【 . 評価・試験】並びに 2 ページの【 . 成績の評価】を参照

・進級・卒業要件は、教務内規の 2 ページの【第 15 条、16 条】を参照

取得学位:学士(看護学)

東京慈恵会医科大学医学部看護学科 教務内規

看護学科における授業、試験、評価、進級要件など教務に関する内規を次のように定める。また、学則第 10 条 3 項、第 11 条 1 項および 2 項にある「別に定める」は本教務内規に定めるものとする。

I. 履修科目

第 1 条 履修すべき科目には、必修科目と選択科目がある。授業科目名および単位数、授業時間数は別表に示す。

(授業単位数の算定基準)

第 2 条 授業単位数の算定基準は、原則として次の通りとする。

講義：1 単位は標準 15 時間

演習：1 単位は標準 30 時間

実習：実時間で計算し、1 単位は標準 45 時間

(選択必修科目の選択方法)

第 3 条 選択科目の履修については、事前に指示された方法によって手続きを行なう。

II. 評価・試験

(評価の種類)

第 4 条 評価には、総括的評価と形成的評価がある。

2. 総括的評価は、授業科目の成績判定、またはその学年までの累積学力判定のためのもので、予め学事予定表に定められた試験期間、または「講義要項」に記載された期間、方法で行う。

3. 形成的評価は、1) 学生が自己の学習の到達度を知り、かつ、2) 教員が教授法の改善を図るために行われるもので、この成績は総括的評価に組み入れないものとする。

(評価の方法)

第 5 条 総括的評価には、筆記試験、口頭試験、および実習・演習評価がある。ただし、科目担当責任者の裁量によって論文、レポートをもって実施することもある。

(試験の実施)

第 6 条 「講義要項および臨地実習要項」に掲載された基準により、総括的評価を行う。

第 7 条 学事予定表の試験期間中における試験日程については、教学委員会で決定し、原則として試験開始の 3 週間前までに掲示する。

第 8 条 試験監督者は教学委員長が任命する。

第 9 条 試験開始時には、学生は指定された場所に集合し、氏名章または学生証を提示しなければならない。

2. 試験開始後20分以上遅刻した学生には、原則として受験を許可しない
3. 試験開始後30分を経過するまで退席できない。
4. 教学委員長はやむを得ない事由が生じた場合、試験開始時間、遅刻許可時間、試験終了時間などを変更することができる。この場合、教学委員長はその旨を科目担当責任者に報告する。

(不正行為)

第10条 学生は、試験を厳粛な態度で、かつ不正なく受けなければならない。

2. 総括的評価において、試験監督者が学生の不正行為を発見した場合、直ちに当該学生の受験を中止し、退席を命じる。当該試験監督者は教学委員長に文書をもって報告する。
3. 不正行為をした学生の当該授業科目評価は不合格とする。当該学生の処分については、教授会議において決定する。

III. 成績の評価

(試験成績の評価)

第11条 成績評価は各科目担当責任者が、試験の成績、その他を考慮して総合的に行なう。

2. 各科目の成績評価はA・B・C・Dの4段階に分け、C以上を合格とする。
「A:100～80点、B:79～70点、C:69～60点、D:59点以下」
3. 合否科目については合格・不合格で判定する。

(実習・演習の評価)

第12条 実習・演習での主な評価対象は、問題解決能力、情意領域(態度・習慣)、精神運動領域(技能)とする。

2. 実習・演習の評価は、「講義要項」および「臨地実習要項」に記載された方法、基準で行われる。

(成績報告)

第13条 各科目担当責任者は当該科目の最終成績を、定められた期日までに教学委員長に報告する。

(単位の認定)

第14条 単位の認定は各科目担当責任者が行い、定められた期日までに教学委員長に報告する。

(進級・卒業要件)

第15条 1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次への進級において、各学年で履修しなければならない科目のうち、必修科目・卒業に必要な選択科目が3科目以上評価不合格となった学生は、留年とする。

2. 教務内規第19条1項(2)(3)により再履修となった学生が、カリキュラムの重複で再履修が不可能な場合は、原則として留年となる。
3. 留年とは、不合格科目の単位を修得するために原級に留まることであり、留年となった学生は、次年度に未修得単位を修得する。すでに修得した単位は履修する必要がない。

第16条 卒業を認められるには、4年間在学し、所定の単位を修得していなければならない。

(詳細は別表参照)

IV. 追試験・再試験

(追試験)

第17条 やむを得ない事情のため試験を欠席した学生に対しては、定められた追・再試験期間中に追試験を実施することができる。

2. 追試験の受験を希望する学生は、原則として当該試験終了後3日以内に追試験願を学事課に提出しなければならない。病気等を理由とする場合は、診断書を提出しなければならない。診断書が提出できない場合には、やむを得ない事情を説明する理由書を提出しなければならない。
3. 追試験実施の可否については、教学委員会で審議し、教授会議で決定する。
4. 追試験の実施は、原則として教授会議の承認が必要であるが、会議の開催日程の関係で、教授会

議の承認が得られない場合は、教学委員会が認めた場合に限り、教授会議の承認以前に追試験を実施できる。5. 追試験を受験する学生は、追試験料として1科目につき5,000円を大学に納入しなければならない。

6. 追試験の評価は取得得点の80%として採点する。

7. 成績の報告および単位認定は、教務内規第13条から第14条に準ずる。

(再試験)

第18条 各科目担当責任者は、評価が不合格の学生に対して、予め定められた追・再試験期間中に再試験を実施することができる。ただし、1科目につき再試験は1回を限度とする。

2. 再試験を受験する学生は、原則として当該試験結果発表後3日以内に、再試験願を学事課に提出しなければならない。

3. 再試験料として1科目につき5,000円を大学に納入しなければならない。

4. 再試験は、再試験日程表により実施する。

5. 再試験の成績は、定められた配点の60%を上限として評価する。

6. 成績の報告および単位認定は、教務内規第13条から第14条に準ずる。

V. 単位不合格者

(必修科目・卒業に必要な選択科目)

第19条 必修科目・卒業に必要な選択科目で、不合格科目が2科目以内の場合、原則として不合格となった日から2週間以内に、再受験または再履修を選択し、再受験願または再履修願を学事課に提出する。再受験・再履修はあわせて2科目を限度とする。ただし、出席時間不足により不合格となった場合は再履修となる。

(1) 再受験：次年度に1学年下の定期試験と一緒に受験する。配点の60%を上限として採点する。再受験で最終評価が不合格となった場合は、次年度に再履修する。

(2) 再履修：卒業までの間に再度履修する。ただし、再履修者のためにカリキュラムを調整することを行わない。カリキュラムの関係で授業が重複して履修できない場合は、原則として留年または就学期間が延長される。

(3) 第1項(1)(2)で再受験・再履修した学生が再度不合格となった場合、2科目以内であれば、次年度再履修となる。カリキュラムの関係で授業が重複して履修できない場合は、原則として留年または就学期間が延長される。

2. 実習を主とする看護専門科目の評価が不合格となった学生は、次のとおり取り扱う。

(1) 教学委員会が認めた場合は、補習学習を受けながら並行して臨地実習を行うことができる。

(2) 第1項の取り扱いを行なう。

(選択科目)

第20条 再試験の結果、不合格となった学生で、単位取得を希望する場合は、原則として不合格となった日から2週間以内に再受験願を提出する。再受験については教務内規第19条1項(1)の定めに従う。

. 受験資格

(出席および受験資格)

第21条 出席時間が受験資格対象時間数に満たない学生には、当該授業科目の単位を認定しない。受験資格対象時間数は次の通りとする。

(1) 講義・演習科目は、各授業科目毎に総授業時間数の3分の2以上の出席をもって評価対象とする。但し、科目担当責任者が特別に出席要件を指定した場合は、この限りでない。

(2) 実習科目は、授業科目毎に総授業時間数の5分の4以上の出席をもって評価対象とする。

(3) 医学科と共修の演習科目は、授業科目毎に総授業時間数の5分の4以上の出席をもって評価対象とする。

2. 臨地実習に関する領域の授業科目で、実習を主とする看護専門科目の受験資格がない者は、臨地実習を行うことができない。

3. 出欠席の判定およびその評価は、各科目担当責任者が「講義要項」および「臨地実習要項」に記載した基準で行う。
4. 出席調査は授業担当者が行い、出席調査の結果は原則として授業終了1週間以内に学事課に提出する。
5. 学事課は、学生の出席状況を翌月10日頃までに集計する。
6. 学生は、出席状況を自己の責任で管理しなければならない。なお、出席状況の控えを学事課で閲覧することができる。
7. 学事課は、当該授業科目終了時に、出席不足の学生の氏名を教学委員長に報告する。

(補習)

第22条 出席時間不足の学生については、第26条に規定された届出が提出されており、教学委員会で承認された場合に、科目担当責任者は補習を行う。

2. 補習の期間、時間数、内容は科目担当責任者の裁量による。
3. やむを得ない事由により、臨地実習科目の出席時間数が不足すると判定された場合、補習実習の対象とすることがある。補習実習を希望する学生は、補習実習願を学事課に提出する。
4. 科目担当責任者は、補習終了後、補習終了報告書を教学委員長に提出する。

(受験資格)

第23条 受験資格の認定については、教学委員会で審議する。

2. 学事予定表、授業時間割上の事情、その他諸般の事情により教学委員長が認めた場合に限り、受験資格を出席見込みで審議することができる。ただし、審議後の当該授業に欠席し、受験資格に必要な出席授業時間数に不足した場合、この受験資格は無効となる。

(補講・休講)

第24条 授業担当者が、諸般の事情により授業をすることができない場合は、原則として補講を行う。

補講が実施できない場合、科目担当責任者が代講者を決定するが、代講者が決定できない場合は休講とする。

2. 授業開始後30分経過しても、授業担当者が授業を開始しなかった場合は休講とする。
3. 第1、2項に規定した休講の場合は、全員出席扱いとする。

・その他

(その他)

第25条 成績証明書等は所定の申請により交付する。

第26条 学生は、下記の届を提出しなければならない。

- (1)忌引届(父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者、子女が死亡の場合)
- (2)欠席届(病欠席の場合は、診断書を添付する。伝染性疾患の場合は、出校停止期間証明書を提出する。)
- (3)試合届(所属するクラブの部長の承認印が必要)
- (4)合宿届(所属するクラブの部長の承認印が必要)
- (5)海外渡航届

注：本教務内規は平成23年4月1日から施行する。

[参考 学則抜粋]

(修業年限および在学期間)

第5条

- 2 医学部看護学科の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることができない。

(授業科目等および授業時間数)

第10条

- 3 授業科目等の内容は別に定める。

(進級および卒業認定)

第 11 条

- 1 各学年末または大学が認めた時期に、その期間に出席し履修した授業科目等について評価を行い、別に定める判定基準により進級および卒業を認定する。
- 2 評価を受けるために必要な出席要件および評価方法は別に定める。

(退学)

第 23 条 事情により退学する者は、保証人および副保証人連署の退学願を学長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 24 条 疾病その他止むを得ず休学するときは、事由を記入した保証人連署の休学願を学長に提出し、教授会議の議を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病の場合には、原則として学生保健指導委員会(医学科)または学生委員会(看護学科)の認めた診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他の事由によって学習することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。
- 4 休学期間は通算して次の期間を超えることができない。

医学科学生	4 年
看護学科学生	2 年
- 5 1 年未満の休学期間は、期間の長短にかかわらず、1 年として計算する。
- 6 休学が継続して 1 年を超えるとときは、教授会の議を経て学長は退学を命ずることがある。
- 7 休学期間はこれを在学年数に算入しない。

(復学)

第 25 条 休学者が復学する場合には、保証人連署の復学願を学長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 26 条 他大学への入学または転入学を志願する者は、学長の許可を得なければならない。

(学費)

第 28 条 学費は、入学金、授業料および施設拡充費(医学科のみ)とし、その額は、別表 5 の通りとする。

(学費の返還)

第 29 条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず返還しない、ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

第 30 条 授業料等すべての納付金は休学または停学期間中でも減免しない。

分類	教科目番号	必修・選択	授業科目	修得単位					授業時間数	備考		
				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計				
医療基礎科目	1	○	☆ 医療総論演習	2				2	60	4単位		
	2	○	☆ 日本語表現法	2				2	60			
教養教育科目	人間と生活	3	● ☆ 哲学	2				2	60	6単位以上		
		4	● ☆ 心理学	2				2	60			
		5	● ☆ 教育学	2				2	60			
		6	● ☆ 西欧史	2				2	60			
		7	● ☆ 日本史	2				2	60			
		8	● ☆ 比較文化学	2				2	60			
		9	● ☆ 倫理学	2				2	60			
		10	● ☆ 欧米文学	2				2	60			
		11	●	音楽	1				1		30	
		12	●	保健体育(講義)		1			1		15	
		13	●	保健体育(実技)	1				1		45	
		社会と生活	14	● ☆ 法学	2				2		60	6単位以上
			15	● ☆ 社会学	2				2		60	
	16		● ☆ 政治学	2				2	60			
	17		● ☆ 経済学	2				2	60			
	18		● ☆ 社会保障学	2				2	60			
	19		● ☆ 国際関係論	2				2	60			
	20		● ☆ 現代社会論	2				2	60			
	21		○	家族社会学		1			1	15		
	情報科学	自然	22	● 生物学	2				2	60	2単位	
			23	● 化学	2				2	60		
24			● 物理学	2				2	60			
25			○	情報科学		1			1	30		
外国語	○	26	英語 I-1	2				2	60	6単位		
		27	英語 I-2		2			2	60			
		28	医療英会話		2			2	60			
		29	英語 II		2			2	60	2単位		
		30	独語		2			2	60			
		30	仏語		2			2	60			
看護専門基礎科目	保健医療	31	○	社会福祉学		2			2	30	7単位	
		32	○	医療福祉システム論			1		1	15		
		33	○	保健福祉行政論			1		1	15		
		34	○	生活環境健康論		1			1	15		
		35	○	医療経済学				1	1	15		
		36	○	保健統計学		1			1	30		
	人間と健康	37	○	生命倫理学			1		1	15	18単位以上	
		38	○	解剖生理学 I	1				1	30		
		39	○	解剖生理学 II		1			1	30		
		40	○	解剖生理学 III			1		1	30		
		41	○	生化学		1			1	30		
		42	○	臨床栄養学			1		1	30		
		43	○	薬理学		1			1	30		
		44	○	微生物学		1			1	30		
		45	○	免疫学		1			1	15		
46	○	病理学		1			1	15				
47	○	疾病・治療学 I		2			2	60				
48	○	疾病・治療学 II			2		2	60				
49	○	疾病・治療学 III			2		2	30				
50	○	疫学			1		1	30				
51	○	公衆衛生学		1			1	15				
52	●	臨床心理学			1		1	15				

分類	教科目番号	必修・選択	授業科目	修得単位					授業時間数	備考	
				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計			
生活援助の基礎	53	○	看護学概論	2				2	30	10単位	
	54	○	看護ケア論		1			1	30		
	55	○	看護過程			1		1	30		
	56	○	フィジカルアセスメント		1			1	30		
	57	○	生活過程援助論Ⅰ		2			2	60		
	58	○	生活過程援助論Ⅱ			2		2	60		
	59	○	症状マネージメント		1			1	30		
	60	○	精神看護学概論	2				2	30		
	61	○	精神看護対象論			1		1	30		
生活援助の方法	62	○	精神看護方法論			1		1	30	36単位	
	63	○	母性看護学概論		2			2	30		
	64	○	周産期看護方法論Ⅰ			1		1	30		
	65	○	周産期看護方法論Ⅱ			1		1	30		
	66	○	小児看護学概論	2				2	30		
	67	○	小児看護方法論Ⅰ			1		1	30		
	68	○	小児看護方法論Ⅱ			1		1	30		
	69	○	成人看護学概論	2				2	30		
	70	○	周手術期看護方法論		1			1	30		
	71	○	急性期看護方法論			1		1	30		
	72	○	慢性期看護方法論			1		1	30		
	73	○	がん看護方法論			1		1	30		
	74	○	老年看護学概論	2				2	30		
	75	○	老年看護対象論		1			1	30		
	76	○	老年看護方法論			1		1	30		
	77	○	地域看護学概論		1			1	15		
	78	○	地域看護対象論		2			2	30		
	79	○	地域看護技術論			2		2	30		
	80	○	地域看護活動論Ⅰ			2		2	60		
	81	○	地域看護活動論Ⅱ			2		2	30		
	82	○	地域看護管理論			1		1	15		
	83	○	在宅看護学概論			2		2	30		
	84	○	在宅看護援助論			2		2	60		
	生活援助の実践	85	○	生活過程援助実習Ⅰ	1				1		45
86		○	生活過程援助実習Ⅱ		2			2	90		
87		○	精神看護学実習				2	2	90		
88		○	母性看護学実習				2	2	90		
89		○	小児看護学実習				2	2	90		
90		○	成人看護学実習Ⅰ			3		3	135		
91		○	成人看護学実習Ⅱ				3	3	135		
92		○	老年看護学実習Ⅰ			1		1	45		
93		○	老年看護学実習Ⅱ				3	3	135		
94		○	地域看護学実習Ⅰ		1			1	45		
95		○	地域看護学実習Ⅱ			1		1	45		
96		○	地域看護学実習Ⅲ				2	2	90		
97		○	在宅看護学実習				2	2	90		
看護の統合と実践	98	○	看護総合演習Ⅰ	1				1	30	10単位	
	99	○	看護総合演習Ⅱ			1		1	30		
	100	○	看護総合演習Ⅲ				1	1	30		
	101	○	総合実習				2	2	90		
	102	○	看護情報管理論		1			1	30		
	103	○	看護マネージメント			1		1	15		
	104	○	研究方法論			1		1	30		
	105	○	看護研究				2	2	60		
	106	●	家族看護論				1	1	15		2単位以上
	107	●	クリティカルケア論				1	1	15		
108	●	緩和ケア論				1	1	15			
109	●	リハビリテーションケア論				1	1	15			
110	●	災害看護論				1	1	15			
111	●	国際看護論				1	1	15			
112	●	感染看護論				1	1	15			
113	●	看護教育論				1	1	15			

注: ①○は必修科目、●は選択科目、☆は医学科との共修科目
 ②1単位の履修時間は、講義15時間、演習30時間、実習45時間とする
 ③進度は状況によって変更することがある

卒業に必要な修得単位数

医療基礎科目	4	教養教育科目	17	看護専門基礎科目	25	看護専門科目	83	合計	129
--------	---	--------	----	----------	----	--------	----	----	-----

卒業に必要な修得時間数

医療基礎科目	120	教養教育科目	480	看護専門基礎科目	570	看護専門科目	2520	合計	3690
--------	-----	--------	-----	----------	-----	--------	------	----	------